

## (2) 現地調査

### ① 沖縄県公文書館における調査 (RG260)

沖縄県公文書館では、平成9年度(1997年度)から平成15年度(2003年度)までの間、国立国会図書館との共同事業としてNARAに所蔵されていたUSCAR文書(RG260)の収集に取り組み、現在一部を除いて資料を公開している。本調査では、先行調査で閲覧した資料について、資料の内容を確認し、所有者探索を行う上での参考資料になり得るかという視点から検証を行った。

### 1) 調査の流れ

先行調査で言及された資料について、沖縄県公文書館において資料(マイクロフィルム)を収集した。先行調査で言及された資料は以下のとおりである。

これらの資料(マイクロフィルム)について、図表49で示した所有者特定に資する資料が含まれているか、各資料の内容の確認を行った。

その上で、所有者特定に資する資料があった場合に、それらの資料に記載された情報と実態調査(所有者探索調査)結果を照合した。

図表 53 【再掲】 先行研究で閲覧した資料

ロートグループ (RG)	シリーズ・レベル	フォルダー・レベル	タイトル
RG260	LE-00246	003	Land of Unknown Ownership
RG260	LE-00210	001	Projects, Programs, Reports, 1952 Resettlement, Land Acquisition Commission.
RG260	LE-00210	002	Land Acquisition, 1952.
RG260	LE-00210	003	Complete Data on the Investigation by the Subcommittee of House Armed Services Committee Relative to United States Land Acquisition in the Ryukyu Islands,1955.
RG260	LE-00210	004	Land Acquisition, 1954.
RG260	LE-01092	008	List of Unknown Property
RG260	LE-01136	002	Land and Building,1954 : Acquisition by U.S. by Lease (or Rental)

## 2) 調査の結果

閲覧結果として、図表 49 で示した所有者特定に資する資料については、下記のとおり「土地所有権証明書」が含まれていることが把握された。一方で、そこに記載された位置・地番は、現在も残る沖縄の所有者不明土地には該当していなかった。

このように、先行調査で示された資料の中から、所有者探索を行う上での参考資料になり得る情報を把握することはできなかった。

### i. 土地所有権証明書

#### 概要

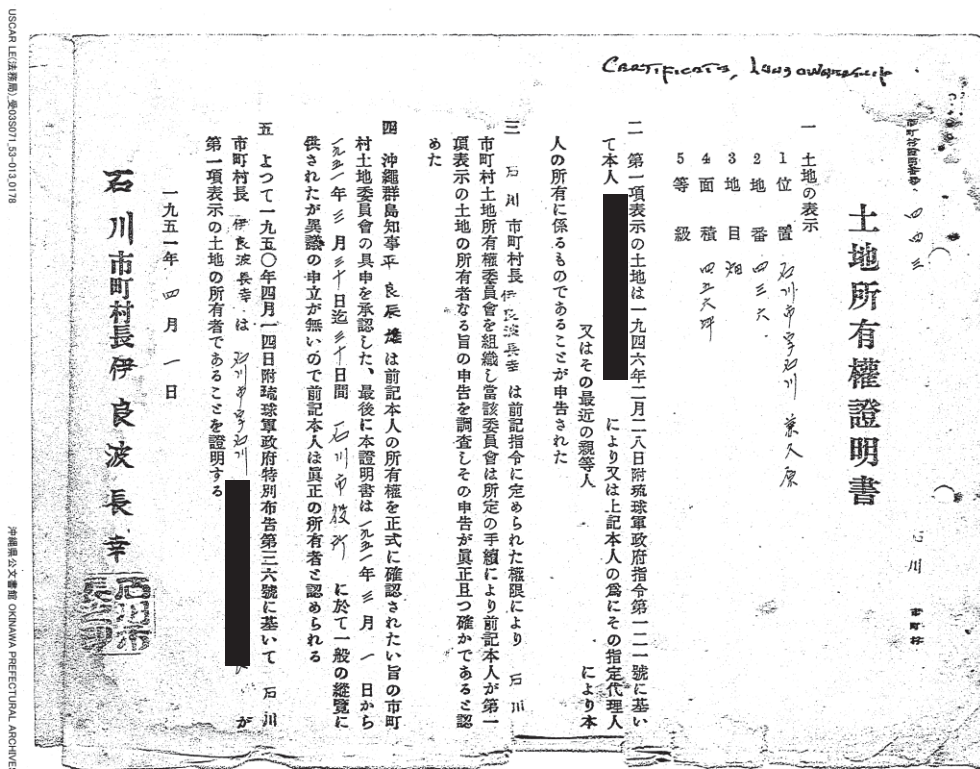
閲覧した資料「RG260LE-01136002Land and Building,1954 : Acquisition by U.S. by Lease (or Rental)」の中に、土地所有権証明書が含まれていた（当該資料数：2件）。

この土地所有権証明書は、1953年10月にA氏（土地所有者）よりUSCARに対してUSCAR政府による土地使用に対する補償金支払いを求める申請書に、土地所有権を証明する資料として付帯されていたものである。

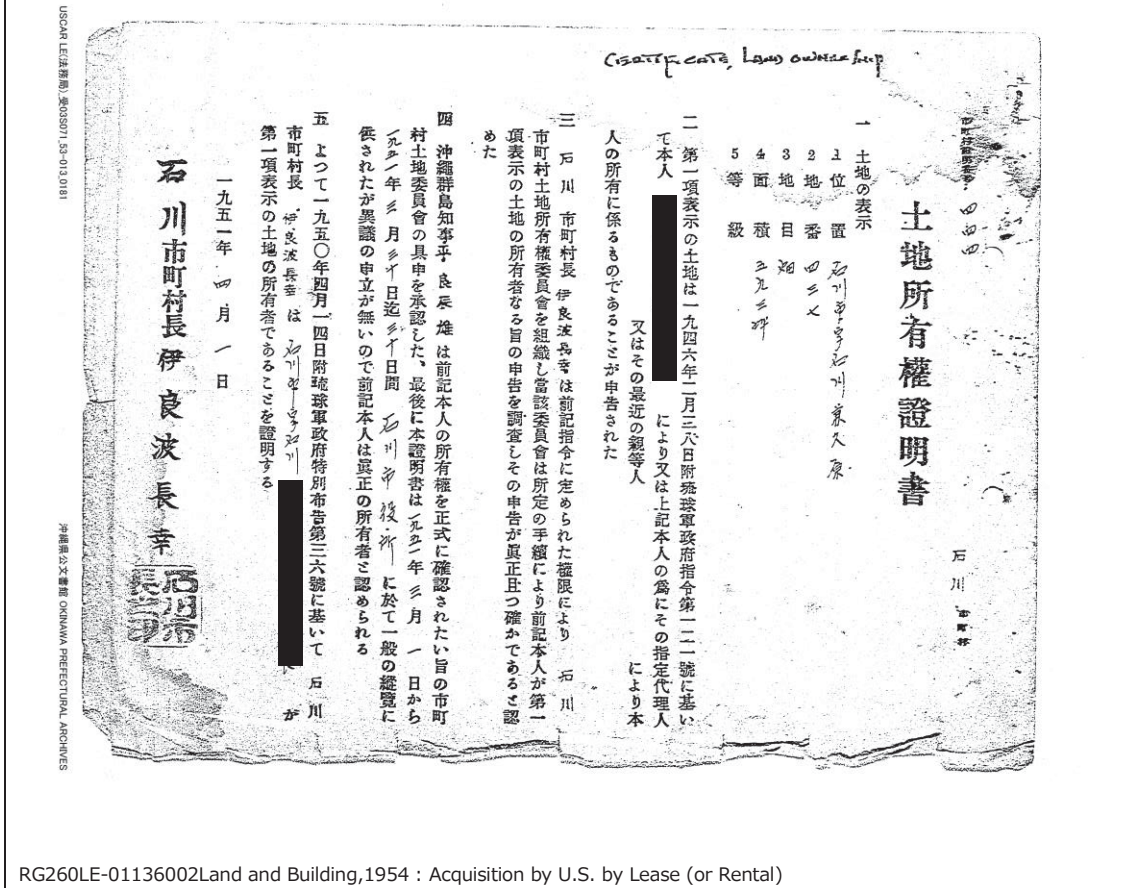
この土地所有権証明書に記載された「石川市字石川兼久原 436」「石川市字石川兼久原 437」について実態調査（所有者探索調査）の結果と照合したところ、本地番については所有者不明土地には含まれていなかったことが確認された。

#### 資料

#### 【土地所有権（石川市字石川兼久原 436）】



【土地所有権（石川市字石川兼久原 437）】



その他、図表 49 で示した所有者特定に資する資料以外でも、沖縄県における土地関係の資料の中で、「特定の地番と考えられる番号」、「権利者と考えられる氏名」の記載がある資料が確認された。それらの資料については、「特定の地番と考えられる番号」又は「権利者と考えられる氏名」のいずれかが記載されているパターンと、その両方が記載されているパターンの 2 つに大別することができる。後者については、所有者特定に資する情報となる可能性が高いことから、実態調査（所有者探索調査）との照合を行ったが、いずれの地番も所有者不明土地ではなかった。

## ii. その他「特定の地番と考えられる番号」「権利者と考えられる氏名」の記載がある主な資料（資料別）

<b>資料 1 : [RG260 LE-00246-003 Land of Unknown Ownership]</b>
本資料の中では、「特定の地番と考えられる番号」が記載された資料として、琉球政府が USCAR に送付した所有者不明土地のリスト（一部）が含まれており、それぞれ地籍図も掲載されている（当該資料数：5 件）。一方で、これらのリスト及び地籍図について、「権利者と考えられる氏名」は確認することができなかった。 その他、本資料の中には 1960 年に行われた裁判で特定の土地の所有権に関して争われた記録が含まれていた。この裁判では特定の個人に所有権が認められず所有者不明土地となっている。この当該土地に関して、実態調査（所有者探索調査）と照合を行ったが、現在は所有者不明ではないことが確認された。（該当資料数：1 件）
<b>資料 2 : [RG260 LE-00210-001 Projects, Programs, Reports, 1952 Resettlement, Land Acquisition Commission.]</b>
※本資料の中に「特定の地番と考えられる番号」「権利者と考えられる氏名」を確認することはできなかった。
<b>資料 3 : [RG260 LE-00210-002 Land Acquisition, 1952.]</b>
※本資料は 1 頁のみの資料であるが、暗号文で作成されているため判読不可
<b>資料 4 : [RG260 LE-00210-003 Complete Data on the Investigation by the Sub-committee of House Armed Services Committee Relative to United States Land Acquisition in the Ryukyu Islands,1955.]</b>
本資料の中には、軍用地建設のための立ち退きにあたっての補償金額や今後の方向性に関するレポートが含まれており、その中に一部個別の地区名に関する記述があるが、いずれも「特定の地番と考えられる番号」までは確認できず、また「権利者と考えられる氏名」の確認はできなかった。
<b>資料 5 : [RG260 LE-00210-004 Land Acquisition, 1954.]</b>
本資料の中には、Sub-Committee of House Armed Services Committee relative to United States Land Acquisition in the Ryukyu Island や Land Problem Committee 等による土地収用に関するレポートや、USCAR による土地問題に関する調査研究報告書などが含まれていたが、いずれも「特定の地番と考えられる番号」「権利者と考えられる氏名」を確認することはできなかった。 その他、米軍に収容された土地に関する追加補償に関する資料が含まれていたが、その多くは「特定の地番と考えられる番号」の記載がある一方で「権利者と考えられる氏名」は確認できないものであった。しかし、一部資料については、「特定の地番と考えられる番号」「権利者と考えられる氏名」の両方の記載があり、実態調査（所有者探索調査）と照合を行ったが、現在は所有者不明ではないことが確認された。（該当資料数：2 件）
<b>資料 6 : [RG260 LE-01092-008 List of Unknown Property]</b>
本資料の中には、市町村ごとの「地主不明台帳」が含まれており、各地目の不明土地の筆数や地積の情報が記載されているがいずれも所有者不明土地であり、また、「権利者と考えられる氏名」などの記載は確認することができなかった。 また、本資料の中には、1952 年当時に所有者不明土地を貸借した借主のリスト（借主の氏名、該当の地番、面積、借地料、貸借の期間）が 95 件含まれていたが、これらは借主側の情報であるため真の所有者の特定に資する資料ではなかった。その他、土地の管理権の移管に関する資料（Transfer of Custody）が多く含まれていたが、いずれも「管理番号（OK 番号）」の記載はあるが、具体的な「特定の地番と考えられる番号」「権利者と考えられる氏名」の確認はできなかった。

資料7 : [RG260 LE-01236-002 Land and Building,1954 : Acquisition by U.S. by Lease (or Rental)]

本資料の中には、軍用関連施設の建設のための土地の一時利用（材木置き場として）の依頼文書や保証金の追加支払いの要求文書等が含まれており、調査や保証金の追加支払いの対象となる住所や所有者名が記載されている。

その中で一部の資料において、「特定の地番と考えられる番号」「権利者と考えられる氏名」の両方が記載された資料が把握できた（該当資料数：51件）。なかでも、現那覇市小禄（原文：Oroku-son）における那覇基地（原文：Naha air base）から移転準備中の所有者（井戸の所有者）に対する追加補償に関する所有者のリストや、現那覇市内に位置する旧真和志市（原文：Mawashi-shi）及び那覇市の土地で、琉球政府行政ビル（Executive Building）建設中の材木置き場として使用される土地のリストが含まれていた。

これらを実態調査（所有者探索調査）の結果と照合したところ、実態調査上の住所と該当地番が合致するものはないことが確認された（なお、旧市町村名が使用されている地番についても、市町村名との突合のみでなく、大字・小字にも該当する地名が含まれていないか確認した）。ただし、換地処分等で当時の地番が変更されている可能性もあるため、より調査精度を高めるためには、登記簿等で当時と現在の地番を突合・精査する必要性がある点は留意が必要である。

資料

【琉球政府行政ビル建設中の材木置き場として使用される土地のリスト】

Inclosures

List of Affected Land-owners, Lot No., & No. of Tsubo

<u>Location of Land</u>	<u>Lot No.</u>	<u>Purpose of Use</u>	<u>No. of Tsubo</u>	<u>Name of Land-owner</u>	<u>Address</u>
Sobeburu, Nishimae-aza, Mawashi-shi	45	Declining	53		#4-5, Tonokura-ku Shuri-shi
"	46	"	66		#4-9, " "
"	47	"	36		2-han, Hoboritawa-ku Nisato-son
"	48	"	56		#4-9, Tonokura-ku Shuri-shi
"	49	"	320		#25, 6-ku, Naha-shi
#2-42, Kamisuzi-cho, Naha-shi	42	"	109		10-kuzi, 1-ku, Naha-shi
#2-50, Kamisuzi-cho, Naha-shi	50	"	58		#2-50, Kamisuzi-cho, Naha-shi

【追加補償要求の対象リスト（旧：小禄村長からの要望書）】

List of Wells Involved

<u>Certificate No.</u>	<u>Bldg. No.</u>	<u>Owner</u>	<u>Lot No.</u>	<u>Depth of Well</u>	<u>Confirmation No.</u>
0-7B-1	23		1462	15 ft	O. O. 128
0-7B-2	24		1462	12 "	"
0-7B-3	25		1465	12 "	"
0-7B-5	103		52	12 "	"
0-7B-6	104		54	14 "	"
0-7B-8	106		60	14 "	"
0-7B-13	249		484	23 "	"
0-7B-15	251		473	20 "	"
0-7J-2	2		250	11 "	O. O. 137
0-7J-3	3		260	16 "	"
0-7J-6	6		261	14 "	"
0-7J-7	7		261	25 "	"
0-7J-9	9		261	15 "	"
0-7J-11	11		261	12 "	"

## ② 米国公文書館（NARA カレッジパーク及び NARA サンフランシスコ）における調査

海外現地調査は、11月12日～15日の期間で、NARA Archives II カレッジパーク（メリーランド州カレッジパーク）及びNARA サンフランシスコ（カリフォルニア州サンフランシスコ）において実施した。

【NARA カレッジパーク 様子】



### 1) 調査の流れ

現地調査では、①オンラインカタログ上での資料検索の補足として紙媒体での目録を再度閲覧し、調査対象とする資料（シリーズ、BOX）の精査を行った。

また、②各NARAにおいて沖縄統治に関して知見を有するアーキビストに対して対面インタビュー調査を改めて実施し、調査対象とする資料について助言を得た。その上で、調査対象の資料を精査し、その後に③資料閲覧を行った。

資料閲覧の流れは下記のとおりである<sup>15</sup>。

#### 【閲覧申請書の作成】

- 資料特定後、閲覧申請書を作成する。作成した閲覧申請書について、アーキビストに確認のサインをもらった上で、申請受付窓口において申請手続きを行う。
- なお、申請時には RG、シリーズ・レベルの番号及びシリーズ名、BOX 番号の記載が必須である。

#### 【閲覧申請書】

#### 【カートの出庫】

- 出庫された資料が一覧化された帳簿があり、アーキビストが出庫する度にその帳簿に記載する。その帳簿を都度確認し、申請した資料が出庫されたことを確認した上で、申請受付窓口で受け取りを行う。
- 受け取りに当たっては、カートに載せられた状態で手渡される。このカートには最大 16 個の BOX を載せることができる。なお、文書管理の観点から、一度に申請できる資料数は、BOX 単位で 16 個（カートに載る最大 BOX 数）までとされている。

<sup>15</sup> NARA における資料閲覧のルール等については、NARA HP にて公開されている。随時更新される可能性がある点は留意が必要である。NARA HP <https://www.archives.gov/> (2020年2月10日閲覧)